

## 〔研究ノート〕

## 明治維新分析のための世界史的視点について

—河野健二著「フランス革命と明治維新」書評—

望 月 清 司

## I

日本近代化という研究課題の困難のひとつが、「近代化」というきわめて口あたりのよい概念がもつ茫洋たる多義性にあることは、これまでの無数ともいえる近代化論の展開を見れば一目瞭然である。大ざっぱに言って、それは、(1)資本主義化、(2)民主主義化、(3)工業化、(4)西歐化、(5)「最新型」化、といった諸過程であろうが、いまひとつの困難は、こうした「近代化」の概念規定の作業の底で、ほとんど日常的感觉で表象として思いうかべられている分析基準としてのヨーロッパ近代が、近代日本史を世界史の中に位置づけるという作業において実に多様な役割をになって顔を出す、ということなのである。たとえば、小経営の産業資本への主体的転化の日本における非存在の反例証としてイギリスが挙げられ、ブルジョア革命の封建制廃棄の徹底性についてはフランスが引証され、産業革命の古典的遂行の経済的基盤としてふたたびイギリスが、金融資

## 目 次

## 〔研究ノート〕

明治維新分析のための世界史的視点について …望月 清司……(1)  
—河野健二著「フランス革命と明治維新」書評—M・ドップ「1917年以降のソヴェト経済の発展」  
改訂版について ……宮下誠一郎……(11)  
—第14章「計画制度」を中心に—

〔資料ノート〕 ……(17)

&lt;編集後記&gt;

本成立の歴史的必然性の典型としてドイツが語られるということはめずらしくない。いいかえると、こうした比較材料として引証される近代ヨーロッパ諸国民史上の具体的史実そのものが、そのまま世界史的法則の現象形態として、それともそうした法則定立の操作をひとまず経て構想された、「一般性」の歴史的個体上に発現した「特殊性」として思いうかべられているのかどうか、そしてまた、「諸規定の総合なるがゆえに具体的」であるはずのそうした史実は、果してつねに、言葉の通常の意味で「特殊イギリス(ないしフランス)的」な個別的現象でなくて、一般的法則の現象ないし部分でありえたかどうか、という問題である。「特殊性の把握とは、一般性の把握を前提とするもの」でなければならず、したがって「各国史の特殊性は各国史どうしを比較しただけでは出てこない。その特殊性は、世界の一般法則を尺度として解明されるもの」(小林教授「歴史科学の方法論」社研月報38号15ページ)であるにもかかわらず、日本の「特殊性」——単なる「個性」とは全く異なる——の検出の根拠としてのヨーロッパ近代像が、真に「一般における特殊」の名に値するものであったかどうか、まず確かめておかねばならないのである。「フランス革命と明治維新」という、まさにブルジョア革命の比較研究は、その意味でのぞむらくはまさに日本近代史家によって、まず提示し、解決をして見せるテーマであった、というべきであろうか。

『『フランス革命と明治維新』を論じた書物は、あまり例がないようだが、しかしこのテーマは私の独創ではない。私にとって、このテーマは、いわばおしつけられたものである。それはNHKによってか。そうではない。わが国の社会科学の歴史によってである。』1965年夏のNHK・FM放送のために行われた講演をもとにしてねり上げられた本書の冒頭で、著者はこのように、明治維新を世界史のダイナミックスのなかでとらえようとする試みが、わが国社会科学のいつそうの脱皮展開にとって内的必然性をもつ要請であると同時に、いまようやく、この課題に立ち向うことを可能にする研究蓄積の高まりを示すものであることを、鋭く指摘した。いうまでもなく、この壮大なテーマの解析をせまられ、おしつけられているのはただに著者河野氏のみではない。なるほどこうした労作そのものは、京大人文研を核とする多数の共同研究者とともに、フランス革命史の構造を多角的に追求してきた著者にしてはじめてよくものし得たと言うべきであろうが、しかし、わが国社会科学の歴史は、すべての社会学者に対して、このテーマを強いることによって、各人自身にとって「近代」とは何か、の自己検討を要求している、と氏は言いたいのであろう。

フランス史家の河野氏が、プロフェッションの世界で当然予想される大きな危険を冒してまで、あえて氏自身の胸のうちなる明治維新観を公開して見せた真の意図を、私は、日本からし

かも日本製の理想型的近代を是るかに仰ぎ見ようとする姿勢への命がけの挑戦と考えたいと思う。著者のねらいは歴史的個体どうしとしての二つの変革の比較にあるのではない。明治維新と対比してのフランス革命の交換価値をではなく、二つの変革の中に共通して内包される価値源泉を見出すこと、換言すれば、フランス革命史をも「一般性」がその形態において具現するひとつの個別国民史的の事象として把握すること、これであった。フランス革命なりイギリス革命の過程を、単純無媒介に一箇の世界史的の法則の直接的発現形態と捉え、一箇の具体的歴史過程としての明治維新をこれらと比較するというわが国での支配的な研究方法は、当然のことながら、西ヨーロッパの近代化過程における特殊各国史的の諸条件、ことにそのグルミーな諸側面を意識的無意識的に第二義的なものとして捨象し去ることによって、それらを非現実的なまでに理想化するとともに、日本の資本主義形成過程における前近代的の諸要素(論者の感覚では「非ヨーロッパ的の諸要素」)が、その特殊な世界史的の環境のゆえに正当に評価されねばならぬ限度を是るかにこえて力説強調される、という思想状況——前近代性をよりきびしくてきけつするほうがよりオーソドクシーでありより「高度に政治的」であるという状況——をつくり出したのであった。

こうした状況が生ずるに至ったについては、封建論争における労農派の、「資本論」諸範疇を日本へ直接的に適用しようとした非歴史的の論理への必要以上の反撥を考慮に入れねばならないとしても、しかし、戦后20年のこんにち、依然として上述のような「近代ヨーロッパ」像が神話的に伝承されているところをみると、その根はきわめてふとくかつ深い、といわねばならない。そうした神話の、いまなお原則的な内部批判を蒙っていない原型を、私は、平野義太郎氏のつぎのような一文に見出す。氏は、イギリス革命(注意!)とフランス革命、とくに後者を(!)「最も徹底したブルジョア民主主義的の变革」とみ、これらが「一つの全く新しい生産様式、新しい社会・政治組織の勝利」であるゆえんを以下のリフレインで展開する。

「その勝利とは、市民的私有財産の、封建的領有に対する。商品生産・流通の自由の、ギルド的制限束縛に対する。土地の自由所有を平等に獲得せんとする勤労農民の、土地への緊縛・および領主による直接的形態の搾取に対する。平等な“人間”が差別的の身分制度に対する。自由競争がツンフト・コルポラシオンに対する。財産の平等分割が長子相続制に対する。家族が家名および専制的の家長に対する。婦人がそと男性による“上制下服”に対する。妻がその夫への支配隷属に対する。啓蒙の宗教的の迷信に対する。産業の、騎士の英雄的の游惰に対する。市民的の平等権利の中世的特権に対する。市民の独立自主的の発展が家長長制度的の産業保護干渉に対する。自由な民主的の共和政国家形態の、貴族政治・専制政治のアンジャン・レジームに対する。マルセイエーズの歌にあらわれるとき自由の、<sup>リベルテ</sup> <sup>テイラニー</sup> <sup>オレツション</sup> 暴政・圧制拘束に対する。

これらの勝利がすなわちそれである。」(『日本資本主義社会の機構』156 ページ)

煩をいわずながながと引用したのは、この象徴的なリフレインが、いまなお基本的に広汎な通用力を保持しつづけていると思うからにほかならない。

いうまでもなく、近代ヨーロッパをかかるものとして描写することじたい峻烈な天皇制批判として機能しえたという時代の意味を忘れてはなるまい。体制への批判・抵抗としてならば、ヨーロッパ近代は現実を超越してより美しい憧憬の対象として色どられることが必要であったし、またその場合には史実との歴史学的な照合を必ずしも必要としない。フリードリヒ・リストの発展段階説をめぐる実証史家たちの批判を評した学史家ザーリンの**ことば**をかりれば、それは「歴史実用主義」<sup>ゲンヒツアウグマティスム</sup>であって、それはそれで一定の歴史的役割を果たすことができる。ことわっておくが、私は、平野氏の西欧ブルジョア革命観が、そうした戦略的・目的論的な意義しかもたないなどと主張するつもりは毛頭ない。むしろその正反対である。野呂『発達史』から『機構』までの同時代の西欧経済史の研究水準を一べつするならば、マルクス・レーニン主義の諸原典の綿密きまわる渉猟のもとに史的唯物論の諸命題の再体系化を果たした氏のパイオニア的成果は、これをいかほど高く評価してもしすぎることはないであろう。問題は、こうしたフランス革命観に陰微に内包された運動論的認識の側面が、レーニンの「帝国主義と社会主義の分裂」さらにそれを引きとっての32年テーゼにおける、日本資本主義のロシアのそれとの同質性の強調に促迫されつつ、おのずと自己肥大化しやがては事実認識そのものにとってかわる危険性を内蔵する、そうした方法そのものにあるのである。かかる比較方法論自体への十分な内省が欠けるばあい、日本近代史の死重とされた「半封建的・地主的土地所解」が農地改革によって基底から止揚されたとしても、地主的土地所有に代位しうる「封建遺制」が、このたびは単に物質的土台においてのみならず広く上部構造の総体をも含めた索敵範囲において、あくことなく探し求めつけられることとなる。明治維新=ブルジョア革命説をとなえる上山春平氏に対する遠山茂樹氏の、ブルジョア革命の最低限条件を、「民衆が自己の力で基本的人権を獲得したという意識が国民的体験として定着する、それだけの大衆闘争が行われた」かどうか、「人民主権原則と共和制への自覚が人民の闘争の結果としてかちえられたかどうか」に求めようとする(「明治維新研究の社会的責任」,「展望」1965年12月号)、憧憬と痛恨をメダルの二面とするいわば「勤労人民」史観のなかに、また少しく視角を異にしているが、いつものながらその背景に近代日本を見すえつつ18世紀イギリス(とオランダ)を論じた大塚久雄氏の時論ふうな思索における、「資本主義、国民主義、民主主義の三者は同じ根から出た三つの幹であり、少くともその形成期には、三者が絡み合いつつ成長をとげる」(『国民経済』183ペ

ージ)という展望のなかに、また思想的アプローチの上では例えば「資本関係の正常な発展の場合、封建制から資本制への移行に際して……労働の神聖観が出てき、基本的存在としての人間集団という考えが、労働する人間のお互いに働くものとしての共感に支えられて出てくる」(内田義彦氏「『資本論』と現代」、『日本資本主義の思想像』所収、347ページ)という講想、つまり「抽象的・歴史貫通的」(同書100ページ)ではあるがさしあたり「正常な」資本主義社会において形象化された「市民」像のなかに、われわれは、平野氏の、先述のようなフランス革命像とその底に横たわる「資本はその本性上、純粹に民主主義的」(『機構』174ページ)という原イメージ＝(日本)市民社会純化の論理を見出せないであらうか。

## II

こうして二つの課題が提起される。はたして歴史的画期としてのフランス革命——広く西ヨーロッパのブルジョア革命——は、何を果し何を果さなかったのであるか。そして第二に、かくしてとらえられた歴史的現実としてのフランス革命の総過程は、純粹に近世フランス内部の特殊諸条件の自律的展開としてのみ把握できるであろうか。この課題を解く基本視角として河野氏がえらんだものが、「諸国民史の内的発展度」と、「それらが同じ世界を同時的に形成することにもとづく同時代的条件」＝「諸国民の同時存在性」(本書24-25ページ)この両者の絡み合いのうちのみ具現する。「国民史の独自性」という発想であった。これを当面の主題にひきなおして言えば、フランス革命は革命を生起せしめた特殊フランス的な諸前提からの帰結であって、それ自体フランス的な「国民史の独自性」を示す一箇の歴史的現象と見なければならぬのである。フランス革命は、それが純粹な資本主義社会を創出したがゆえに「典型的」であったのではなく、「その革命闘争の行なわれ方が(相対的に——望月)最も徹底的」(29ページ)であったために「すべての革命の『典型』」としての位置を占めるにすぎない。しかもこの徹底性は、国内における反革命の機運とならんでそれ以上破局的であった国際的反革命連合軍のフランス侵入という最高度の「外王」に誘発されたものであった(94ページ以下)。したがってフランス革命の到達点をロベスピエール政権に求めるかぎり、それはマルクス主義的革命史家アルベール・ソブールの言うように「ブルジョアジーの意志に反してまで前進させられたブルジョア革命」であって、早晩「テルミドール反動」によって本来的水準にひきもどされる必然性を有していた。革命過程を四段階に区分して、氏が、(1)貴族の反乱、(2)ブルジョア議会主義への道、(3)共和政と小ブルジョア独裁、という経過を、(4)ブルジョア国家へ

の復帰、でしめくくったのは上述のような方法にもとづく（本書90-95ページ。詳しくは同氏『フランス革命とその思想』第四章）。したがってここでは、従来、「正常な資本主義」と運命的連関の関係に立つと見られたロベスピエール段階の民主主義——正確には小ブル的・小生産者的民主主義——は、国民的自由の展開史の上ではともかく「深化と拡大」と考えられるにしても、ブルジョア革命一般とはひとまず切り離されねばならない。そして、革命の主体をヨーロッパの視野において商業ブルジョアとブルジョアの地主ととらえ直した上で、ひとは、歴史的限定をともなった民主主義すなわち「自由主義的民主主義」（193ページ）とブルジョア革命とのぬきさしならぬ絡み合いについてあらためて、語りうることとなるのである。一方、ブルジョア革命としてのフランス革命は、封建的土地所有を廃棄したにとどまった（私的契約に基づく地主的土地所有は、それが旧来の封建領土の所有地であっても変革の対象から除かれる）。ここに、本来的資本制生産様式の急速な建設を強行する重商主義的原蓄国家、河野氏のタームでは「ボナパルティズムあるいは初期ブルジョア国家」による「官僚的・軍事的専制」（141、193ページ）が、ウェーバーふうにはブルジョア革命と適合的因果関連において登場する。こうした、第一にブルジョア的に限定された民主主義、第二に初期ブルジョア国家における専制権力、この両者を普遍的前提とおさえてのちはじめ、民主主義の同時成立を必ずしも随伴することなき「経済的に徹底した変革」（201ページ）として明治維新が構想されるであろう。したがってここからは、第1に、変革ののちに成立した政治権力の専制的形態はむしろ地主＝ブルジョア政権の特質でこそあれ当該権力の絶対主義的性格を物語るものではなく、第二に、それゆえ当該権力の絶対主義的外貌からただちに、その政権の成立期間を封建制解体期＝絶対主義段階という規定を引き出すのは誤りである、という結論がみちびかれる。

河野氏はすでに別の論考「明治維新と『西洋』」（桑原武夫編『ブルジョア革命の比較研究』所収）において、「過渡期」および「後進国の発展」という二つの視角を軸にすえて、この論理を次のように一般化していた。すなわち、封建制から資本制への過渡期には、「政治が経済から相対的に自立して、独自の展開を示し、土台に対して強力な反作用を及ぼす」（同上書14ページ）のであり、ことに先進国の経済的圧迫に対して独立の国民経済を確立すべくつとめる後進国で、「政治が自立のためにまず外皮をつくり、あとで中身をみたそうとする」（15ページ）から、そこでは「経済的な意味ではブルジョア革命であるとしても政治的には不徹底な革命」であり「途中でたちどまった革命政権」が成立する、と。経済的に十分な内的成熟に達していない——しかし容易に植民地化されてしまうほど未成熟でもない——後進国が、一つの「世界内存在」として先進国の経済的圧力に接触したばあいには、土台の後進性とはひとまず

妥協しつつ、おくれを急速にとりもどすための強力かつ専制的な権力が樹立されざるをえず、その権力は自生的な場合のテンポをはるかにこえる発展テンポで資本制生産様式を建設してゆくことができる、というのである。

同時代ならび存し、かつ発展段階を異にする諸国民経済間の緊張関係が、こうした諸国民経済の不均等発展をよびおこすという河野氏の構想は、氏と飯沼二郎氏との共編著『世界資本主義の形成』（1967年）において、産業革命を契機として形成される「世界資本主義」による各国資本主義の特殊性の賦与、というシエーマとして打ち出されている。これに関連して興味深いのは、大塚久雄氏が最近、「このごろ盛んに国際的契機を導入するといったことが云々されている」けれども、「不均等発展の同時存在」という考え方は昭和28年にすでに「私」がもち出したものである、と述べたことである（「産業革命の諸類型」、「土地制度史学」第36号、1967年7月、58ページ。ただしこれは、66年土地制度史学会学術大会での報告。28年の論文とは「産業革命と資本主義」（『現代史講座』第5巻所収）であるが、「不均等発展の同時存在」なる概念はこの論文には出てこない。31年の『欧州経済史』末尾のあやまりではないか。ここではのちの、『西洋経済史講座』第1巻「緒言」と前出『国民経済』による。）

さて大塚氏における「歴史過程の固有な属性ともいうべき諸部分の発展の不均等性」とは、まず「一つの社会構成の内部に質的並びに量的に発展の度合をさまざまに異にした生産様式が、しかも同時に存在してしているという事実」（『講座』13ページ）であり、その歴史的な役割は、社会構成の内部に、また社会構成相互間に独自の緊張関係をつくり出すことによって、次の段階への移行に個性的な相貌をあたえることにある。一社会構成内部の支配的あるいは遺制・萌芽としての諸ウクラードの並立対抗が次の社会構成の型を決定することと、それが「社会構成相互間に独自の緊張関係をつくり出す」こととの間に論理的に必然的な関連が存在するかどうかは今おくとし、「不均等発展の同時存在」の適用場面をこの「社会構成相互間に」、いかえれば大塚氏の概念での「世界資本主義」に求めるとすれば、各国の資本主義が「それぞれの国内的な歴史的條件を背負い、かつ、スタートの時期を異にすることから生ずるさまざまな発達程度の相違を身におびながら、国際的な対立と競争のなかに入りこむために、そこにさまざまな国民経済の浮沈と盛衰が惹起される」（『国民経済』185ページ）。ところで、こうした意味での「不均等発展の同時存在」がもたらす各国史の浮沈と盛衰はどのような形で現象するか。この国際的対立のさ中で、「自国の産業構造をたえず正常な形に保ちつづける」国の資本主義は順調に発達するが、逆にこの対抗の結果その産業構造に歪みを生じた国の資本主義の成長は停滞し、民主主義の国民的な基盤は崩れ、ひいては国民経済の自立性の喪失→全

一般的な経済的衰退をさえ招く可能性がある、という明暗二相において。ここにいう「産業構造の正常な型」とはひとくちに言って、外国貿易＝旧植民地体制を内部化しえた自給自足的均衡体系（くわしくは同書136ページ以下参照）であるが、みられるように、こうした用法に関するかぎり、大塚氏の構想と河野氏のそれとのあいだには決定的な相違があるといわねばならない。

大塚氏のばあい、すでに前もって国民史的諸条件に基づいて正常型と非正常型の不均等性（＝不均質性）が成立しており、その抗争は正常型のいっそうの発展と非正常型の没落という**ほぼ既定**のコースをたどるという過程が「不均等発展の同時存在」という概念装置をとおして考えられているのに対し、河野氏のばあいには、発展段階を異にする諸国民経済の抗争・接触の結果として、段階的におくれた国民は、同時に存在する他方の国民の現段階から影響を受けとり吸収することによって飛躍的な発展（先進国が歩んだ諸段階の短縮ないしとびこえ）をとげることができる（本書24ページ）、という所に力点がおかれている。つまり、既存の、型を初発から異にする不均等＝不均質な発展が同時存在＝対立・競争によっていっそう不均等になり、格差が開く（格差が縮められたばあいには不純化する）、というのではなく、同時存在それ自体が後進国側の不均等な、異常なテンポでの発展をよびおこす、と河野氏は主張する。氏の真意をくみとっていえば、問題は、「不均等発展の同時存在」（質から量へ）ではなくて、「同時存在にもとづく不均等発展」（量から質へ）にあるのである。18世紀的重商主義帝国とオランダ型貿易国家の角逐を素材として、大塚論文はおそらく1960年代の日本における「国民主義」的民主主義の形成・実現の経済的条件として、日本型国民経済の「正常」化、つまり封建遺制の清掃を軸とする二重構造の解消を暗に提言したものと推察するが、さしあたりこれを当面の明治維新时期→日本資本主義発達史に適用することも、大塚氏の幅広い視野のなかにおそらく入っていることと信じてよい。その結論はもはや明らかであろう。もともとすでに非正常な日本の封建的経済構造が、正常型諸先進国の外圧を受けて、ますます均衡体系から逸脱した非正常型への、絶対王制主導による軍事的半農奴制的資本主義への道をたどった、という講座派的ヴィジョン、これである。

河野氏の方法が大塚氏の以上のごとき観照に原理的に批判的であることはいうまでもない。幕末の先進地帯におけるマニファクチュアと商業的農業の一定の発展を肯定的に評価し（「徳川期の技術水準や資本の蓄積度、生産構造などを無視して、日本の資本主義はすべて輸入されたものだなどと説くことは浅薄であろう。」本書41ページ）、英米仏露の諸国からの「外圧」を契機に「西洋と日本の落差、すなわち一方はすでに『産業革命』を経過しており、他方はな



お封建制にとりつかれていることによる落差をつよく自覚した」明治政府の中枢部が遂行した「一連の断乎たる改革」（174 ページ）のあたりに、「もっぱらデモクラシーの前提としてのナショナリズムの課題を果すことに自己を限定した」（194 ページほか）明治維新の、さらにその後の日本資本主義の急速な高度化の原点を見出そうとする河野氏の「不均等発展」理論と大塚氏のそれとでは、どちらがレーニンのすぐれた着想を具体化しているであろうか。もちろんこれは軽々な判断をゆるさないむずかしい問題である。われわれはここで、レーニンが、まず産業部門視点では、巨大な規模に達する工業とそれに比しておそろしくたちおくらせている農業との「発展の不均等性も、大衆の半飢餓的な水準も、ともに〔日本資本主義のでなく、一般に、——望月〕この〔資本制〕生産様式の根本的な不可避的な条件であり、前提である。」（『帝国主義』岩波文庫版 103 ページ）と規定していること、次に、国民経済視点では、日本を、「最新の資本主義的帝国主義が、いわば、前資本主義的諸関係のとくに濃密な網の目でおおわれている」ようなロシアに比定することなく、アメリカ・ドイツとともに「若々しい、異常な速度で進歩しつつある資本主義国」のグループに位置づけたこと（同 134 ページ）、このあまりにも周知の命題を挙げておくにとどめる。

### Ⅲ

このように見てくると、封建制から資本制への移行の画期としてのブルジョア革命の分析にあたって、いかに、それが果した高度に政治史的な役割への考察が、経済的基礎過程の変革過程の分析と重ね合わせられつつ行なわれなければならないかを改めて痛感させられる。河野氏は、この困難な課題に、本書の「5 変革過程と封建制」および「6 思想と政治的達成」においてとりくもうとした。ここ10年ほどのあいだに、京大人文研のよき共同研究者をえて急速に体系化をすすめてきた河野氏の近代史観が一気に凝縮された感のある本書には、ひとつひとつ検討してゆけばほとんど無限に展開してゆくかのようにみえる興味深い論点が数多くちりばめられているが、そのすべてを追跡してゆくことは私の能力が、そしてさしあたりは指定のスペースがゆるさない。さいごに、フランス革命と明治維新における民主主義の問題についての河野説への疑問を簡単にのべるにとどめて他日を期したい。

さて河野氏は、ブルジョア革命の当面する二つの重要な政治的・社会的課題を、ナショナリズムの完成と、デモクラシーの実現に求め、その観点から、「フランス革命は民主主義革命を目指し成功したのにたいして、明治維新はむしろ民族主義革命の範囲にとどまったものと概括できる」（本書 192 ページ）、とした。しかしフランス革命のなかに氏がその勝利を見出す民

民主主義は平野氏のそれとは異なる。氏によれば、西ヨーロッパの意味において理解される民主主義・フランス革命で達成され定着したそれは、「人民の教」への革命的独裁をもふくむ、ルソー的な「直接民主主義」ではなくして、「自由主義的民主主義」であった。ところが、こうしてせきかく民主主義のブルジョア的限界をはっきり画定しておきながら、河野氏は、ナポレオン軍事独裁下の「政治的不自由」に、サン・ジュスト的「市民的自由の伝統」を対置させている。初期ブルジョア国家＝重商主義帝国＝ボナパルティズムのもとで、地主・ブルジョアジーが「政治的不自由」をかこつ、というこの図式の奇妙さは、つまるところ、この段階の民主主義に、ブルジョア的限界を超える意味内容を賦与しすぎた結果としか思われぬ。人民の選挙権を極度に制限し、労働者の団結を禁止し、出版の自由を認めず、婦人参政権運動指導者をギロチンにかけたのは革命の指導部自身であり、かかる政治的不自由といささかも矛盾することない「商品（土地を含む）交換の自由」を、ボナパルティズムの専制下にさえ彼らは十分に享受したのではなかったか。氏によって「市民的自由の存在証明」とされる1830年、48年、71年の革命はブルジョア民主主義の枠をはるかにこえたプロレタリア的プチ・ブルジョア的民主主義への要求であり、したがって逆に後者の「不存在証明」ではなかったであろうか。

つぎに河野氏は、維新を人民にとって「裏切られた革命」とし、「民主主義が敗退した」ことを近代日本史における大きな禍痕と考える（本書197-8ページ）。ここで敗退し挫折したのは、氏が特にその民主主義的性格を高く評価する自由民権運動であった（130、195ページ）。だが自由民権運動の展開過程での、「士族民権」的要素と「豪農民権」的要素（後藤靖「自由と民権の思想」、『岩波講座日本歴史・近代3』所収）とを簡単に一括して民主主義の真の要求者とみることができるかどうか、したがってまた自由民権運動家の「国権主義」への大量転向を「尊攘派以来の知識人の主情派的傾向」にのみ帰するのしかれらの「民主主義」への心情的過重評価の結果でないかどうか、そもそも氏は、明治維新以後のおさないブルジョア政権が主導的に展開した「自由主義的民主主義」、いいかえれば、類的存在の構成する「政治的国家」においてでなく「市民社会」においてのみ発揮される「利己主義」の体系（マルクス「ユダヤ人問題を論ず」岩波文庫71-72ページ）としてのブルジョア民主主義を、やはりひとたびは確定しておくべきではなかったか。

小冊子ながら本書の提起した興味ある諸論点は、手ぎわよく鳥瞰ふうには処理してしまうには、あまりにも多彩でありかつ重大な問題を含んでいる。消化能力不足と私個人の関心へのかたよりから、書評としてはまことに偏ばな体裁をしかとれなかった。他日を期したい。なお別稿「ブルジョア革命とブルジョア民主主義」（「現代の理論」1965年11月号所載）を参照していただ

ければ幸甚である。

(『フランス革命と明治維新』。NHKブックス43。日本放送出版協会。1966年6月刊。209ページ。)

## M・ドップ「1917年以降のソヴェト経済の発展」改訂版について

—第14章「計画制度」を中心に—

宮下 誠 一 郎

### ま え お き

モーリス・ドップの『1917年以降のソヴェト経済の発展』は、ソヴェト経済の研究書としてすでに古典的地位を占めているものであるが、彼の叙述は、1955年の段階までで終わっていたので(第四版)、そのこのソ連における計画理論や方法の新しい展開を、ドップがどのようにとらえているかを、吾々は見ることができないままにいた。もちろん、ドップは、最近のソ連の経済的諸問題について、「Soviet Studies」誌その他に精力的に論文を寄せてはいたが(「Papers on Capitalism, Development and Planning」Routledge and Kegan Paul, 1967, London 参照)、しかしなんといっても、この名著のなかに、彼の最近の研究成果がもられることが、期待されていた。

ようやく昨年、彼はその第六版を発表したが、はたしてそこでは戦後20年間(1965年まで)の変化を扱う章(第13章)と、計画制度(プランニング・システム)を扱う章(第14章)とを、大巾に書き改めたのである。

とくに第14章「計画制度」は、旧版では25頁であったのが、今度の版では48頁とほぼ倍の分量になった。ここで筆者の関心をひいたのは、ドップが最近の研究にもとづいて、1920年代から30年代にかけておこなわれた、「バランス論争」をどのように扱いなおしているか、ということであった。

というのは、当時のバランス理論と方法が、現在、ソ連でおこなわれている「部門連関バランス」を中心とした、国民経済バランスの理論上および方法上の発展の試みと関連するからである。また筆者としては、バランス論を考えていくばあい、この時期の「バランス論争」をお